

公 示

国立大学法人奈良教育大学学長選考規則第3条第1項第一号に基づき、学長候補者の選考を実施するので、ここに公示する。

平成27年3月23日

国立大学法人奈良教育大学学長選考会議

- ① 学長選考を行う理由：
平成27年9月30日現学長の任期満了（第3条第1項第一号）により
- ② 学長就任年月日：
平成27年10月1日
- ③ 学長の任期：
3年6月（平成27年3月17日施行の規則附則第2項による。）
- ④ 学長候補者の資格：
人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
- ⑤ 学長候補適任者の推薦：
学長選考会議委員の推薦、又は国立大学法人奈良教育大学学長選考規則第10条第2項に規定する意向聴取有資格者7名の連署による推薦

学長候補適任者推薦書、履歴書及び業績書を添えて学長選考会議に推薦

推薦期間及び提出場所：
推薦期間：平成27年5月11日（月）から5月15日（金）まで
各日とも10時から17時まで
提出場所：総務企画課
- ⑥ 学長候補適任者が作成する書類：
所信を記載した文書及び学長選考会議からの質問書に対する回答書（別紙1）
提出期限：平成27年6月12日（金）
提出場所：総務企画課

- ⑦ 所信及び回答書の意向聴取有資格者への公表日：
平成27年6月24日（水）
- ⑧ 意向聴取の実施時期等：
意向聴取による投票
日 時：平成27年7月8日（水）10時から17時まで
投票場所：第2会議室
※附属中学校：12時30分から13時30分まで投票所を設置
不在者投票
日 時：平成27年7月6日（月）から7月7日（火）まで
各日とも10時から17時まで
投票場所：第2会議室
対 象：平成27年7月8日（水）に投票できない者
- ⑨ 選考方法：
所信を記載した文書及び学長選考会議からの質問書に対する回答書並びに学長選考会議の調査結果等をもとに、意向聴取の結果を参考にしつつ、学長候補者を学長選考会議が選考する。
- ⑩ 学長候補者決定の公示日及び公表日：
平成27年7月31日（金） 第10回学長選考会議終了後
- ⑪ 選考日程：
別紙2のとおり
- ⑫ その他学長選考会議が必要とする書類：
必要に応じて、最終学歴証明書、学位記の写し、業績の現物など

学長候補適任者の所信及び学長選考会議からの質問書

学長候補適任者が作成する書類は、所信を記載した文書及び学長選考会議からの質問書に対する回答書で記載事項等は以下のとおりです。

1 所信

所信には、奈良教育大学をどのように評価しているのか、また奈良教育大学の問題点とその解決策は何か、さらに次期中期目標及び中期計画に向けた重点課題は何かについても記載してください。

2 質問

- ① どのような教育研究活動方針に基づいて大学運営を行うかについて
 - ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - ・学部教育
 - ・大学院教育
 - ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ・教育研究活動の適切かつ効果的な運営
 - ・その他
- ② どのような経営方針に基づいて法人運営を行うかについて
 - ・経営の効率化、業務の合理化
 - ・教員組織、事務組織
 - ・各センター、附属学校（園）
 - ・その他
- ③ 奈良県教育委員会を含めた地域との連携について
- ④ 他大学との連携について
- ⑤ 国際交流について
- ⑥ 上記を踏まえた本学の将来構想像について

3 作成方法

- ① 様式：A4縦型・横書き
- ② 字数：所信と質問に対する回答を含めて全体で1万字程度

学 長 選 考 日 程

【選考日程】

年月日 (曜)	事 項	学長選考会議審議内容及び適用条項等	備 考
26. 6. 24 (火) (経営協議会開催日)	学長選考会議 (第2回)	・国立大学法人法の改正に伴う規定整備	
26. 9. 9 (火)	学長選考会議 (第3回)	国立大学法人法の改正に伴う規定整備 ・学長選考基準の案 ・意向投票の取扱い ・任期の見直し	
26. 10. 21 (火)	学長選考会議 (第4回)	国立大学法人法の改正に伴う規定整備 ・国立大学法人奈良教育大学学長選考規則等の一部改正 (案) について ・学長候補者の選考日程 (案) について ・学長選考基準の案 ・学長候補者の選考を実施する旨の公示及び公表事項 (選考方法及び日程等) について ・推薦書等の様式について ・学長の任期の見直しについて	
26. 11. 25 (火) (経営協議会開催日)	学長選考会議 (第5回)	国立大学法人法の改正に伴う規定整備 ・国立大学法人奈良教育大学学長選考規則等の一部改正 (案) について ・学長の任期の見直しについて	
27. 1. 27 (火) (経営協議会開催日)	学長選考会議 (第6回)	国立大学法人法の改正に伴う規定整備 ・国立大学法人奈良教育大学学長選考規則等の一部改正 (案) について ・学長の任期の見直しについて	
27. 3. 17 (火)	学長選考会議 (第7回)	国立大学法人法の改正に伴う規定整備 ・国立大学法人奈良教育大学学長選考規則等の一部改正について ・学長候補者の選考日程について ・学長選考基準の制定 ・学長候補者の選考を実施する旨の公示及び公表事項 (選考方法及び日程等) について	
27. 3. 23 (月)	学長候補者選考の公示	学長候補者の選考を実施する旨の公示及び公表	
27. 5. 11 (月) ~ 27. 5. 15 (金)	学長候補適任者の推薦の受付	第5条 学長候補適任者の推薦は、次の各号のいずれかによるものとする。 一 学長選考会議委員の推薦 二 第10条第2項に規定する意向聴取有資格者 (以下「意向聴取有資格者」という。) 7名の連署による推薦 2 前項による推薦を行う場合は、本人の同意を得たうえで、学長候補適任者推薦書、履歴書及び業績書を添えて、学長選考会議に推薦するものとする。 3 前項による推薦を行う期間は、学長選考会議が別に定める。	
27. 5. 19 (火) ~ 27. 5. 28 (木)	学長選考会議 (第8回)	・学長候補適任者の確認	
27. 6. 12 (金) ま でに提出	学長候補適任者による所信表明等	第6条 学長選考会議は、前条により推薦のあった学長候補適任者に対して、所信を記載した文書及び学長選考会議が作成した質問書に対する回答書の提出を求めるものとする。	
27. 6. 18 (木) ~ 27. 6. 23 (火)	学長選考会議 (第9回)	・第5条により推薦のあった者について調査 ・学長候補適任者3名以内の絞込み ・意向聴取有資格者名簿の確認 ・意向聴取有資格者への公示の時期と公示内容	
	学長候補適任者の調査実施	第7条 学長選考会議は、第5条により推薦のあった者について調査を行うものとする。	
	学長候補適任者の絞り込み	第8条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに前条による調査結果を踏まえて学長候補適任者を3名以内に絞り込むものとする。	
学長選考会議 (第9回) の翌日	所信及び回答書の公表	第9条 学長選考会議は、前条により絞り込まれた学長候補適任者の所信及び回答書の内容を意向聴取有資格者に公表するものとする。	
	意向聴取実施の公示	第10条第3項 前2項の意向聴取の実施時期等は、学長選考会議が別に定める。意向聴取の有資格者に対して、意向聴取実施の公示を行う。	議長名
27. 7. 8 (水)	意向聴取の実施	第10条 学長選考会議は、第8条により絞り込まれた学長候補適任者について意向聴取を実施するものとする。ただし、学長候補適任者が1名の場合、意向聴取は実施しないものとする。 2 前項に規定する意向聴取の有資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 学長及び理事 二 教授、准教授、専任講師、助教 三 附属学校の校長、副校長 (教頭)、主幹教諭、教務主任、研究主任、教育実習主任、学年主任、生活指導主事及び保健主事である者 四 事務職員のうち係長以上の職にある者 3 前2項の意向聴取の実施時期等は、学長選考会議が別に定める。	
27. 7. 16 (木) ~ 27. 7. 29 (水)	学長選考会議 (第10回)	・学長候補者の決定 (必要に応じて面接審査等を実施) ・学長候補者の学長への報告 ・学内公示の内容の審議	
	学長候補者の決定	第11条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに第7条による調査結果等をもとに、前条の意向聴取の結果を参考にしつつ、学長候補者を決定する。 2 前項の決定の際に、必要に応じて面接審査等を行うことができる。	
学長選考会議 (第10回) 終了後~	学長候補者決定の学長報告及び公示	2 学長選考会議は、第1項により学長候補者を決定したときは、その旨を学長に報告するとともに、公示し学内に周知するものとする。	議長報告 議長名
学長選考会議 (第10回) 終了後~ 27. 7. 31 (金)	学長就任の交渉 学長候補者の意思決定 次期学長の決定 文部科学大臣へ申出	第12条 学長選考会議は、前条により決定した学長候補者に対し、学長就任の交渉を行うものとする。	